

# 平成28年度 軽自動車税について

平成27年度税制改正に伴い、宜野湾市税条例が改正されました。平成28年度軽自動車税が下記のとおり変更されます。

## ■原動機付自転車および二輪車等の税率の引き上げ

原動機付自転車および二輪車等の税率を平成28年4月から引き上げます。

車種区分		平成27年度	平成28年度～	車種区分		平成27年度	平成28年度～
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	軽二輪（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円	
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	小型二輪（250cc超）	4,000円	6,000円	
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	小型特殊自動車（農耕作業用）	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	小型特殊自動車（その他のもの）	4,700円	5,900円	

## ■最初の新規検査から13年経過した車両の重課

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、概ね20%の重課税率が適用されます。なお、平成27年4月以後に最初の新規検査を受けた車両は、昨年度改正された税率が適用されます。

車種区分			平成27年3月31日までに登録した車両	平成27年4月1日以後に登録した車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円



※平成28年度は、平成14年12月までに最初の新規検査を受けた車両が重課の対象となります。

## ■環境性能に応じたグリーン化特例（軽課）

平成28年度は、平成27年4月以後に最初の新規検査を受けた一定の環境性能<sup>(※)</sup>を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の規定が設けられます。

※ガソリン車の場合、平成17年排出ガス基準75%低減達成車

### 軽乗用車・三輪

区分	電気自動車等	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成32年度燃費基準達成車
自家用	2,700円	5,400円	8,100円
営業用	1,800円	3,500円	5,200円
三輪	1,000円	2,000円	3,000円

### 軽貨物車

区分	電気自動車等	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車
自家用	1,300円	2,500円	3,800円
営業用	1,000円	1,900円	2,900円

問合せ：税務課 電話893-4411 内線221～223